



# 放置から法治国家に



1946年11月3日公布、翌年5月3日施行の日本国憲法は、一度も改「正」されずに今日に至っています。

世界に誇る立派な平和主義を謳っています。その結果、70年間戦争による死者は出さずに来ました。

また、かつての大日本帝国憲法で認められていなかった、基本的人権が保障されました。ただしそれは、12条に書かれているように、私たち国民の不断の努力によって保障されると言う事です。

3月5日に高知市であった学習会で、沖縄国際大学院教授の前泊博盛さんは、主に沖縄から見た安保、憲法、民主主義の状況を語られました。その時に「日本国は法治国家ではなく、放置国家だ」と発言され、軍事的には沖縄での民意を無視した軍事施設作りや、厚木基地

に代表される日本列島を傍若無人に飛ぶ米軍機などです。

基本的人権で言えば、25条の健康で文化的な生活とはほど遠い現実があります。例えば、週40時間労働で生活できない最低賃金制や、残業時間規制を過労死ラインより上にする事など、もつての外です。

他にも、福島原発問題（棄民政策・人体実験）や恣意的な放送法への介入、国民を縛る特定秘密保護法、共謀罪、安全保障関連法など、平穩に暮らせる条件が狭まっています。

とにかく言える事は、私たちは人間であること。そして、この世に生を受けたからには、その生を全うする権利があります。そのためには学習し、声をあげていかなければなりません。

労働大学企画編集委員 池内 康宏